

国家級経済技術開発区の革新推進と改革・開放の新たな高みの形成促進に関する意見

アジア調査部中国室研究員

劉家敏

03-3591-1384

jjamin.liu@mizuho-ri.co.jp

【要点】

- 中国国務院は、2019年5月28日に「国家級経済技術開発区の革新推進と改革・開放の新たな高みの形成促進に関する意見」（中国語名「关于推进国家级经济技术开发区创新提升打造改革开放新高地的意见」、以下「意見」）を発表した。
- 中国政府は、1984年に沿岸部の12都市に14カ所の国家級経済開発区(以下、「開発区」)を設置した。対外開放の深化に伴い、「開発区」の数は、2018年末までに219カ所（東部107カ所、中部63カ所、西部49カ所）に増えた。中国の外資利用額、輸出入貿易額、付加価値ベースの工業生産額のいずれも5分の1を貢献する「開発区」で、革新と改革・開放を加速するための最新政策が示されたのが、この「意見」である。
- 「意見」では、5つの政策措置が打ち出された。具体的には、①開放経済の質的向上（多国籍企業の地域総括本部や研究開発・財務・調達・販売・物流・決算等の拠点の重点的誘致、中西部・東北地域にある「開発区」による奨励類や産業チェーンの形成に役立つ外国投資に対する政策支援の強化、「開発区」における総合保税区の設立や貿易構造の転換・高度化に役立つ生産基地の形成と公共サービスプラットフォームの構築に対する政策支援の強化等）、②改革自主権の更なる委譲（参入手続き・許認可プロセスの更なる簡素化、「開発区」の管理体制の最適化・規範化・効率化、「開発区」の開発・建設主体に対する資本再編・株主構成の最適化による民間資金の導入、自由貿易試験区に学んだ改革の推進等）、③現代産業体系の構築（川上・川下産業の計画的配置、市場原理と平等原則に基づく先進製造業のグループ化推進、生活・生産関連サービス業への政策支援の強化による現代サービス業の最適化・高度化、「開発区」における環境の最適化行動の実施、デジタル経済の発展推進等）、④「開発区」の内外協力プラットフォームとしての役割強化（中西部地域にある「開発区」による中国～シンガポールの「陸海貿易回廊」建設の参加支援、国際協力の新たな担い手の形成促進等）、⑤要素の保障と資源の集約的利用の強化（土地の集約的利用に対する政策誘導の強化、エネルギー・資源のコスト削減等）、である。

【構成(概要)】

「国家級経済技術開発区の革新推進と改革・開放の新たな高みの形成促進に関する意見」

(国発[2019]11号)

成立日：2019年5月18日、発表日：2019年5月28日

1. 指導思想・基本原則：供給側構造改革に重点を置き、質の高い経済発展を主要目標とし、対外経済の活性化を突破口とすることで、国家級経済開発区（以下、「開発区」）の対外開放・革新、科学技術分野での革新、制度的革新を推し進め、対外協力のレベルアップ、経済発展の質的向上、改革・開放の新たな高みの形成を促すことを指導思想とし、「対外開放のけん引と改革・革新」、「品質第一と利益優先」、「市場主導と政府誘導」を堅持することを基本原則とする。
2. 開放経済の質的向上：外資誘致方法の見直し（多国籍企業の地域総括本部、研究開発・財務・調達・販売・物流・決算等の拠点の重点的誘致等）、外資誘致政策の最適化（中西部・東北地域にある「開発区」による奨励類や産業チェーンの形成に役立つ外国投資に対する政策支援の強化等）、対外貿易の質的向上（「開発区」における総合保税区の設立や貿易構造の転換・高度化に役立つ生産基地の形成と公共サービスプラットフォームの構築に対する政策支援の強化等）。
3. 改革自主権の更なる委譲：「放管服」改革^(注)の深化（参入手続き・許認可プロセスの更なる簡素化、省・市レベル許認可権限の委譲等）、管理機能の最適化（「開発区」の管理体制の最適化・規範化・効率化等）、開発・建設主体と運営主体に対する管理メカニズムの最適化（「開発区」の開発・建設主体に対する資本再編・株主構成の最適化による国内外の民間資金の導入等）、実績評価メカニズムの健全化（所得分配方式の多様化等）、自由貿易試験区に学んだ改革の推進。
4. 現代産業体系の構築：産業配置の全体計画・協調の強化（川上・川下産業の計画的配置等）、先進製造業におけるグループ化の推進（市場原理と平等原則に基づくグループ化の推進等）、現代サービス業の最適化・高度化（生活・生産関連サービス業への政策支援の強化等）、「開発区」における環境の最適化行動の実施、デジタル経済の発展推進、産業の革新能力の向上。
5. 「開発区」の内外協力プラットフォームとしての役割強化：国際協力の積極的な参加（中西部地域にある「開発区」による中国～シンガポールの「陸海貿易回廊」建設の参加支援）、国際協力の新たな担い手の形成促進、対内開放の新たな空間の創出、所在都市との協働的発展の推進。
6. 要素の保障と資源の集約的利用の強化：土地の集約的利用に対する政策誘導の強化、電力・天然ガス価格の市場化によるエネルギー・資源のコスト削減、人材の確保、雇用・創業の促進。

(注)「放管服」改革は、権限委譲と行政の簡素化・規制緩和と管理強化・行政サービスの最適化を内容とする改革である。

* 中国語全文は、http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-05/28/content_5395406.htm

から入手可能（2019年6月21日アクセス）

以 上

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。